

令和４年度公益財団法人高知県スポーツ協会
特別強化選手支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 公益財団法人高知県スポーツ協会長（以下「会長」という。）は、トップレベルの競技成績を有する本県の優秀な選手のさらなるレベルアップを図り、オリンピック競技大会や国民体育大会など、国内外のトップレベルの大会で活躍する選手の活動を支援することを目的とする特別強化選手支援事業に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。また、補助対象者は、補助金の使途について、高い公正性と透明性の保持が求められるため、適正な執行を行うものとする。

（補助対象者）

第２条 オリンピック競技大会については、高知県出身の者。国民体育大会の正式競技は、高知県在住の者、又は、高知県でふるさと選手として登録する者。

（補助対象経費）

第３条 補助の対象となる経費は、別に定める。

（補助対象者の推薦）

第４条 この補助金の交付を受けようとする者は、下記の推薦書等を別に定める期日までに提出しなければならない。

- （１）令和４年度 特別強化選手候補者推薦について【様式－１】
- （２）令和４年度 特別強化選手候補者推薦書【様式－２】
- （３）添付資料（推薦書に記載した大会成績等が証明できる資料）

（補助対象者決定及び通知）

第５条 会長は、前条の規定による推薦があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行い、認定証により推薦者に通知するものとする。ただし、当該認定者が別表１に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消）

第６条 会長は、補助対象者が別表１に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の概算払請求）

第７条 第５条の補助対象者は、承諾書（様式第１号）及び補助金概算払請求書（様式第２号）を提出しなければならない。

(事業の遂行)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の目的及び交付決定の内容に従い、最小の費用で最大の効果を上げるよう経費の効率的使用に努めなければならない。

2 補助事業の実施に当たっては、別表1に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うものとする。

(中間報告)

第9条 補助対象者は、事業の中間報告を下記の様式で10月末までに会長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第4号-1)
- (2) 事業決算書(様式第4号-2)
- (3) 事業決算額内訳(様式第4号-3)
- (4) 事業別支出内訳(様式第4号-4)
- (5) 領収書綴(様式第4号-5)

(事業実績報告書の提出)

第10条 補助対象者は、事業の完了の日から30日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、下記の事業実績報告書等を公益財団法人高知県スポーツ協会に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第3号)
- (2) 事業報告書(様式第4号-1)
- (3) 事業決算書(様式第4号-2)
- (4) 事業決算額内訳(様式第4号-3)
- (5) 事業別支出内訳(様式第4号-4)
- (6) 領収書綴(様式第4号-5)

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 会長は、前条の規定による報告を受け、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。ただし、確定額が補助金の交付決定額と同額のときは、当該補助対象者への通知を省略することができる。

(事前調査及び検査)

第12条 会長は、補助金の適正な執行を期するため、事業の執行状況を現地調査し、関係書類帳簿等の指導・監査を行う。なお、補助対象者は執行状況を把握できる帳簿(強化費用出納帳【参考資料】)を整備しておくこと。

(補助金の返還)

第13条 会長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助対象者に対し、補助金の額を減額し、一部又は全額の返還を命ずることができる。

- (1) 対象事業に要した経費が、補助金の額を下まわった場合
- (2) 交付した補助金を目的以外の用途に使用した場合
- (3) その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 第8条2項にある別表1に該当した場合

(別表1) (第5条、第6条、第8条、第13条関係)

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。